

「こども１１０番の家」事業 協力申出書

下記の内容に相違ありませんので、協力申出します。

- ・大阪市中央区に所在地があります。
- ・こどもがトラブルに巻き込まれそうになった時に駆け込み、助けを求められるように決まった時間に営業時間を有しています。
- ・道路に面しており建物の中が見えるなど、こどもが逃げ込みやすい状況にあります。または、当該事務所等が「こども１１０番の家」ステッカー貼付け等により、こどもが逃げ込むことができる場所の存在が周囲や外部からも認知され、こどもの安心感につながると考えられる場所であります。
- ・暴力団員または、大阪市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者のいずれにも該当していません。
- ・区役所が現地確認を行う際には協力します。

申請年月日	令和 年 月 日		
申込者住所			
申込者氏名			
連絡先	Tel : () - Fax : () -		
メールアドレス			
設置場所所在地			
区分	事業所等 ・ 自宅（協力家庭）		
推薦者	連合名	連合振興町会会長	
	氏名		

事業所の場合、推薦者は必要としません

	A4 ステッカー	A5 ステッカー	小 旗	マニュアル
ご希望数				

区役所処理欄

引き渡し日：令和 年 月 日 事務局：中央区役所 市民協働課（市民活動支援・教育）

課長	課長代理	係長	係員	現地確認

Tel ： 6 2 6 7 - 9 7 4 3

Fax ： 6 2 6 4 - 8 2 8 3

Mail ： te0015@city.osaka.lg.jp

参考

大阪市暴力団排除条例施行規則

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団 又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者